

化審法に関するトピック (POPs条約の動向や 化審法による規制措置の今後の見通し等)

経済産業省製造産業局

化学物質管理課化学物質安全室

内 容

I . POPs条約の動向

II . 化審法による規制措置の今後の見通し

I . POPs条約の動向

ストックホルム（POPs）条約における審議の流れ

POPs 検討委員会
(POPRC)

締約国会議
(COP)

締約国による提案
(附属書Dに定める情報を提供)

スクリーニング
(附属書Dの選別基準で審査)

リスクプロファイルの作成
(附属書Eに定める情報で詳細検討)

リスク管理評価書の作成
(附属書Fに定める情報を考慮し検討)

最終決定
(附属書A,B,Cに追加)

リスク管理評価書を作成中
(2023年10月のPOPROC19で議論済み)
-クロルピリホス（農薬）

締約国会議へ提案
(2023年10月のPOPROC19で議論済み)
-MCCP
(中鎖塩素化パラフィン)
-長鎖PFCA

POPRCにおける最近の審議事項

- 令和5年10月、残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）第19回会合が開催され、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸及びクロルピリホスに関して議論が行われた。

【 POPRC19における決議事項 】

- ✓ 中鎖塩素化パラフィン（MCCP:炭素数14～17、塩素化率45重量%）について、一部の用途を適用除外にした上で、附属書A（廃絶）へ追加することをCOPに勧告する旨、決定
- ✓ 長鎖ペルフルオロカルボン酸（長鎖PFCA）とその塩及びこれらの関連物質について、附属書A（廃絶）へ追加することをCOPに勧告する旨、決定
- ✓ クロルピリホスについて、次回POPRCにおいてリスク管理に関する評価を検討する段階に進めることを決定

COPにおける最近の審議事項

- 令和4年6月に開催された第10回締約国会議（COP10）及び令和5年5月に開催された第11回締約国会議（COP11）にて、附属書A（廃絶）に追加する物質に関して議論が行われた。

【 COPにおける決議事項 】

● COP10

- ✓ **ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びこれらの関連物質**について、附属書A（廃絶）への追加を決定

● COP11

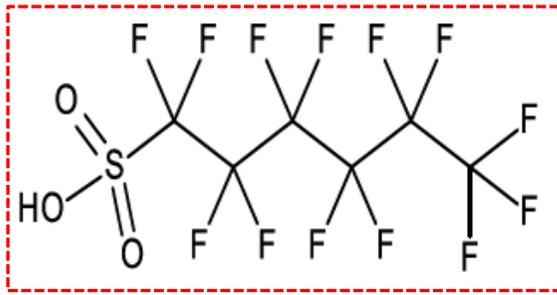
- ✓ **メトキシクロル（殺虫剤等に利用）、デクロランプラス（難燃剤等に利用）、UV-328（紫外線吸収剤等に利用）**について、附属書A（廃絶）への追加を決定

ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFH_xS）とその塩及びこれらの関連物質

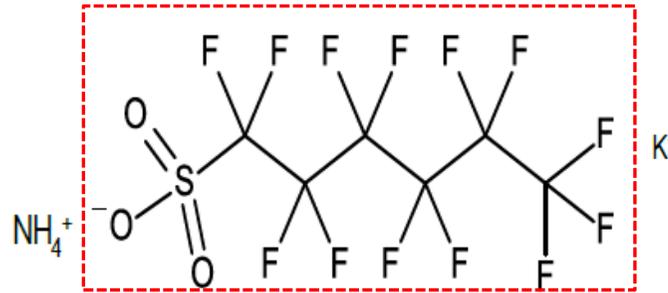
<構造式>

PFH_xS又はその塩

PFH_xS関連物質（構造にC₆F₁₃SO₂の部分構造を持つ物質）

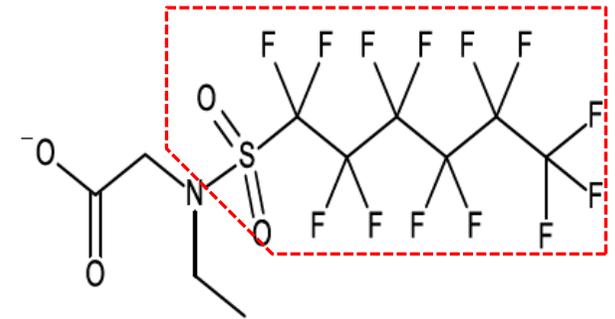


PFH_xS



PFH_xSの塩の例

（PFH_xSのアンモニウム塩）



PFH_xS関連物質の例

（N-エチル- [（トリデカフルオロヘキシル）スルホニル] グリシンのカリウム塩）

<主な用途>

泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、含浸/補強剤、電子機器及び半導体の製造 等

<規制内容等>

決議済み：附属書A（廃絶）への追加（製造・使用等の禁止（適用除外なし））

数多くの物質が対象となるため、条約事務局は指標となる物質のリストを作成・公開

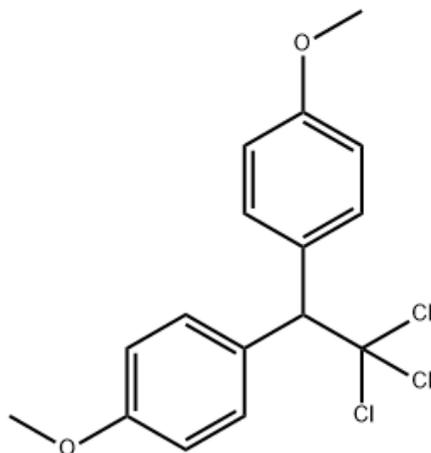
メトキシクロル

<名称>

メトキシ [2,2,2-トリクロロ-1-(メトキシフェニル)エチル] ベンゼン

略称：メトキシクロル

<構造式>



CAS登録番号

72-43-5

分子式

$C_{16}H_{15}Cl_3O_2$

官報公示整理番号

—

<主な用途>

殺虫剤

<規制内容等>

決議済み：附属書A (廃絶) への追加 (製造・使用等の禁止 (適用除外なし))

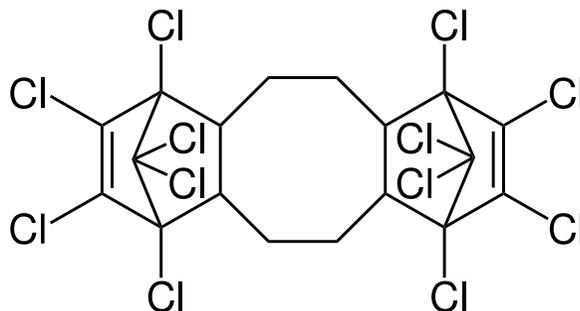
デクロランプラス

<名称>

ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン

略称：デクロランプラス (Dechlorane plus)

<構造式>



CAS登録番号 13560-89-9

分子式 $C_{18}H_{12}Cl_{12}$

官報公示整理番号 4-296

※*syn*-体と*anti*-体の2種の立体異性体あり

<主な用途>

難燃剤

<規制内容等>

決議済み：附属書A (廃絶) への追加 (製造・使用等の禁止)

※一部の用途へのデクロランプラスの使用について適用除外あり

(航空宇宙、防衛産業、医療画像、放射線治療に用いる機器・設備 等)

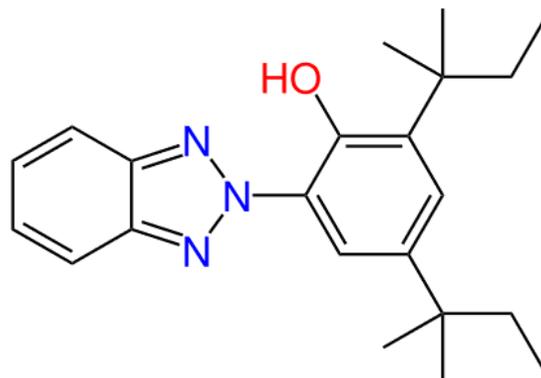
UV-328

<名称>

2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール

略称：**UV-328**

<構造式>



CAS登録番号 25973-55-1

分子式 $C_{22}H_{29}N_3O$

官報公示整理番号 5-3604

<主な用途>

紫外線吸収剤

<規制内容等>

決議済み：**附属書A（廃絶）**への追加（製造・使用等の禁止）

※一部の用途へのUV-328の使用について適用除外あり

（自動車、工学機械、鉄道及び大型鉄製構造物の被覆に使用する産業用設備、採血管の内部の機械的分離機構等）

中鎖塩素化パラフィン（炭素数14～17、塩素化率45重量%）

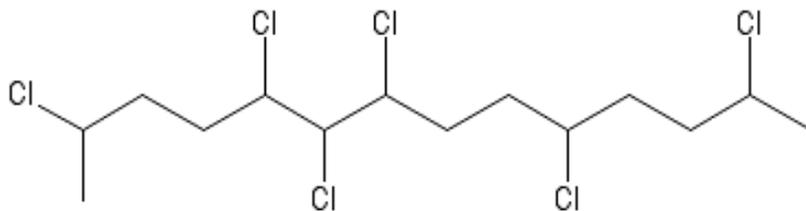
<名称>

中鎖塩素化パラフィン（炭素数14～17、塩素化率45重量%）

略称：MCCP

<構造式>

構造式の例 分子式 $C_{14}H_{24}Cl_6$ の場合



CAS登録番号 85535-85-9

分子式 $C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$
(ただし $x = 14\sim 17$ 、 $y = 5\sim 17$)

官報公示整理番号 2-68

※炭素数、塩素数等の異なる混合物

<主な用途>

難燃性樹脂原料、金属加工油剤等

<規制内容等>

審議中：附属書A（廃絶）への追加を勧告することを決定。なお、規制の対象となるMCCPの範囲（定義）については議論を継続。

長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及びこれらの関連物質

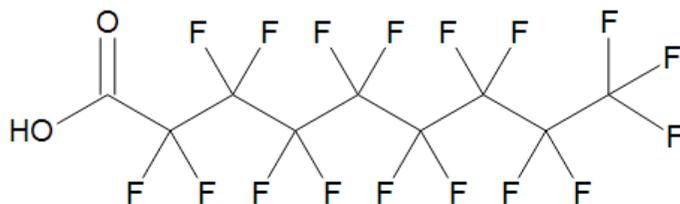
<名称>

長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及びこれらの関連物質



略称：長鎖PFCAとその塩及びこれらの関連物質

<構造式> 構造式の例 ペルフルオロノナン酸 (C9-PFCA, PFNA)



<PFNAの場合>

CAS登録番号 375-95-1

分子式 $\text{C}_9\text{HF}_{17}\text{O}_2$

官報公示整理番号 2-2659

<主な用途>

フッ素ポリマー加工助剤、熱媒体等

※PFNAの塩及び関連物質は数多く存在

<規制内容等>

審議中：附属書A（廃絶）への追加を勧告することを決定。なお、適用除外の用途を更に明確化するため、適用除外の用途に使用する化学物質の情報を収集。

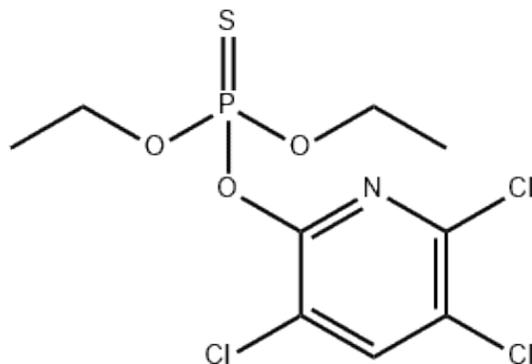
クロルピリホス

<名称>

チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)

略称：クロルピリホス

<構造式>



CAS登録番号

2921-88-2

分子式

C₉H₁₁Cl₃NO₃PS

官報公示整理番号

5-3724

<主な用途>

農薬（観賞用植物、作物等の殺虫剤として）

<規制内容等>

審議中：リスク管理評価の検討段階

Ⅱ.化審法による規制措置の今後の見通し

POPs条約に対する化審法の対応

- POPs条約において製造・使用等の原則禁止（附属書A）となった物質について、化審法においても第一種特定化学物質であると判定された物質に対する規制・措置は、主に次の5項目となる。

①化学物質の製造・輸入の許可制

（化審法第17条、第22条）

②政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止

（化審法第24条）

③政令で指定された用途（エッセンシャルユース）以外での化学物質の使用の禁止

（化審法第25条）

④取扱い等に係る技術上の基準（化審法28条）

⑤環境の汚染の進行を防止するために特に必要があると認められる場合、第一種特定化学物質の製造・輸入業者等に対し、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の回収等の措置命令（化審法第34条）

近年のPOPs条約で追加が決議された、PFHxSとその塩、メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328、PFOA関連物質等について、化審法の第一種特定化学物質として判定されれば、今後追加される予定。

PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩

- 令和5年11月28日に、化審法施行令の第一種特定化学物質に指定することが閣議決定。

(1) 第一種特定化学物質の指定（化審法施行令第1条）

(2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定（化審法施行令第7条）

- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
- ・金属の加工に使用するエッチング剤
- ・半導体の製造に使用するエッチング剤
- ・メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤
- ・半導体の製造に使用する反射防止剤
- ・半導体用のレジスト
- ・はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤
- ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

(3) 第一種特定化学物質が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定（化審法施行令原始附則第3項）

取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」が使用されている**消火器**、**消火器用消火薬剤**及び**泡消火薬剤**を定める。

【今後のスケジュール】

公布日　：令和5年12月1日

施行期日：（1）は令和6年2月1日　（2）と（3）は令和6年6月1日

メトキシクロル

- 令和5年11月17日の3省合同会合*にて、化審法の第一種特定化学物質への指定することに係る措置内容、今後の予定等が審議。

*薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【規制措置内容案】

(1) メトキシクロルの製造・輸入・使用規制等について

- ・新規化学物質に該当し、これまで届出、申出の実績はない
- ・POPs条約上で適用除外がない

⇒メトキシクロルの製造、輸入及び使用を禁止することが適当（試験研究用途を除く）

(2) メトキシクロル使用製品の輸入の禁止について

- ・化審法が対象とする用途での輸入及び使用実績が確認されなかった

⇒メトキシクロル使用製品の輸入禁止措置を講ずる必要性はない

(3) その他

- ・メトキシクロルの製造、輸入及び使用製品の輸入は確認されておらず、環境リスク評価においてもリスクの懸念は認められなかった

⇒メトキシクロル使用製品の回収等の措置は不要

デクロンプラス

- 令和5年11月17日の3省合同会合*にて、化審法の第一種特定化学物質への指定することに係る措置内容、今後の予定等が審議。

*薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【規制措置内容案】

(1) デクロンプラスの製造・輸入・使用規制等について

・令和5年度末頃までにデクロンプラスの輸入、使用は終了、代替も令和6年末頃完了予定

⇒適用除外の用途なく、デクロンプラスの製造、輸入及び使用を禁止することが適当（試験研究用途を除く）

(2) デクロンプラス使用製品の輸入の禁止について

・今後も輸入される可能性があり、環境汚染が生じるおそれもあるため、輸入禁止措置を講ずる必要がある

〈輸入禁止製品案〉 ※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤、シリコンゴム、潤滑油、
接着剤及びテープ、電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル

(3) その他

・環境リスク評価においてリスクの懸念は認められなかった

⇒デクロンプラス使用製品の回収等の措置は不要

UV-328

- 令和5年11月17日の3省合同会合*にて、化審法の第一種特定化学物質への指定することに係る措置内容、今後の予定等が審議。

*薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【規制措置内容案】

(1) UV-328の製造・輸入・使用規制等について

- ・令和6年夏頃までにUV-328の製造、輸入及び使用は終了する予定

⇒適用除外の用途なく、UV-328の製造、輸入及び使用を禁止することが適当（試験研究用途を除く）

(2) UV-328使用製品の輸入の禁止について

- ・今後も輸入される可能性があり、環境汚染が生じるおそれもあるため、**輸入禁止措置を講ずる必要がある**

〈輸入禁止製品案〉 ※製品についての区分や表現の仕方等については、管理体制などの確認ができた場合等、必要に応じて変更があり得る。

塗料及びワニス、潤滑油、接着剤、テープ及びシーリング用の充填料

プラスチック用紫外線吸収剤

(3) その他

- ・環境リスク評価においてリスクの懸念は認められなかった

⇒UV-328使用製品の回収等の措置は不要

今後のスケジュール（メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328）

- メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328については、次のスケジュールによりパブリックコメント等を実施した上で、政令の公布・施行を行う予定。

＜今後の予定＞（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和5年12月12日～令和6年1月10日 措置内容に関するパブリックコメントを実施

令和 5 年 冬以降 TBT 通報

化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント

令和 6 年 春以降 改正政令公布

令和 6 年 秋以降 改正政令施行

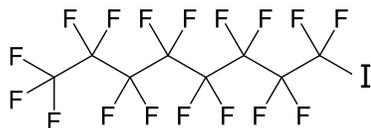
PFOA関連物質等

- PFOA関連物質についても、令和5年12月15日の3省合同会合*¹にて、指定方法に関する審議を行った。

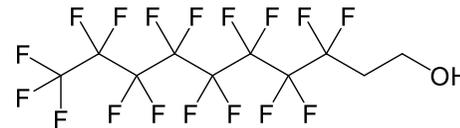
*¹ 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【指定方法案】

- (1) **PFOAの異性体**はこれまでPFOA関連物質の56物質群に含まれていたが、PFOAと同一の号に「**PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩**」として、第一種特定化学物質に指定
- (2) 化審法において例外的に使用できる用途を設ける必要がある**PFOI, 8:2FTOH**については、物質の構造が特定されていることから、PFOA関連物質として政令に規定



ペルフルオロオクチル=ヨージド (PFOI)



8 : 2フルオロテロマーアルコール (8:2FTOH)

- (3) その他の物質群については、例示的リストの変更があっても機動的に第一種特定化学物質として指定できるようにするため、POPs条約における定義のとおり引用したPFOA関連物質の外延として**政令**に規定し、**具体的な物質群は省令**において別途指定

PFOA関連物質の具体的な物質群について

- PFOI及び8：2FTOH以外のPFOA関連物質については、今後開催する3省合同会合*の意見等を聴いた上で、新設する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において具体的な物質群を指定予定。
- なお、具体的な物質群については、POPRCの第19回会合で示された例示的リスト案に記載されている物質群の中から、要件を満たす物質群を指定予定。

* 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【省令で指定するPFOA関連物質の要件案】

- ① **PFOA又はその塩と化学反応を起こさせて得られるPFOA誘導体**
⇒ PFOAのエステル、酸ハロゲン化物、アミド又は酸無水物
- ② **炭化水素基に直接結合した炭素数7のペルフルオロアルキル基を有する化合物**
⇒ ペルフルオロオクタナール、炭素数9の γ - ω -ペルフルオロアルキル基を有する化合物など
- ③ **炭素,フッ素,塩素,臭素,硫黄以外の原子が結合したC8のペルフルオロアルキル基を有する化合物**
⇒ 炭素数8のペルフルオロアルキルヨージド、ビス(ペルフルオロオクチル)ホスフィン酸など
- ④ **8：2フルオロテロマー化合物及びその誘導体**
⇒ 8：2フルオロテロマーヨージド、8：2フルオロテロマーオレフィン、8：2フルオロテロマー脂肪酸など

PFOAの異性体とその塩に係る規制措置

- 令和6年1月16日の3省合同会合*にて、化審法の第一種特定化学物質への指定に係る措置内容、今後の予定等を審議。

*薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【規制措置内容案】

(1) PFOAの異性体とその塩の製造・輸入・使用規制等について

- ・今後のPFOAの異性体とその塩の製造・輸入・使用を予定している事業者はいない
⇒適用除外の用途なく、PFOAの異性体とその塩の製造、輸入及び使用を禁止することが適当
(試験研究用途を除く)

(2) PFOAの異性体とその塩使用製品の取扱いについて

- ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤については、第一種特定化学物質に指定されて以降も当該製品の使用が継続される可能性があり、かつ環境汚染の可能性がある
⇒環境汚染防止のための表示義務がかかる製品として政令で指定することが適当である

(3) PFOAの異性体とその塩使用製品の輸入の禁止について

- ・今後も輸入される可能性があり、環境汚染が生じるおそれもあるため、輸入禁止措置を講ずる必要がある

<輸入禁止製品案>

フロアワックス、撥水撥油加工をした生地、撥水撥油加工をした衣服、撥水撥油加工をしたカーペット、接着剤及びシーリング用の充填料、コーティング剤、塗料、ニス、トナー、洗浄剤、業務用写真フィルム、耐水・耐油処理をした加工紙、半導体の製造に使用する反射防止剤、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

PFOA関連物質に係る規制措置

- 令和6年1月16日の3省合同会合*にて、化審法の第一種特定化学物質への指定に係る措置内容、今後の予定等を審議。

*薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

【規制措置内容案】

(1) PFOA関連物質の製造・輸入・使用規制等について

- ・一部の代替困難な用途を除いて、令和2年度以降のPFOA関連物質の製造・輸入・使用を行っている事業者はいない
- ⇒一部の代替困難な用途を除いて、PFOA関連物質の製造、輸入及び使用を禁止することが適当（試験研究用途を除く）

(2) PFOA関連物質使用製品の取扱いについて

- ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤については、第一種特定化学物質に指定されて以降も当該製品の使用が継続される可能性があり、かつ環境汚染の可能性がある
- ⇒環境汚染防止のための表示義務がかかる製品として政令で指定することが適当である

(3) PFOA関連物質使用製品の輸入の禁止について

- ・今後も輸入される可能性があり、環境汚染が生じるおそれもあるため、輸入禁止措置を講ずる必要がある

<輸入禁止製品案>

フロアワックス、繊維製品用保護剤及び防汚剤、撥水撥油剤、撥水撥油加工をした繊維製品、消泡剤、コーティング剤、光ファイバー又はその表面コーティング剤、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

今後のスケジュール（PFOAの異性体とその塩、PFOA関連物質）

- PFOAの異性体とその塩、PFOA関連物質については、パブリックコメント等を実施した上で、政令の公布・施行を行う予定である。

＜今後の予定＞（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和5年12月	3省合同会合* ¹ における第一種特定化学物質の指定に係る審議
令和6年1月	3省合同会合* ² におけるエッセンシャルユース等に係る審議
令和6年2月頃	措置内容に関するパブリックコメント
令和6年春以降	TBT 通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和6年夏以降	改正政令公布 3 省合同会合* ¹ における PFOA 関連物質の指定にかかる審議 PFOA 関連物質の指定にかかる省令の公布
令和6年冬以降	改正政令施行 PFOA 関連物質の指定にかかる省令の施行

*¹薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

*²薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

ご清聴ありがとうございました。

<お問合せ先>

経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

<お問い合わせフォーム>

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

<化審法Q&A>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/qa/index.html